

函館市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第25号

函館市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市福祉事務所事務分掌規則（昭和52年函館市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項および第2条次世代育成課の項中「次世代育成課」を「子ども見守り・相談課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。